

高座清掃施設組合議会会議録

令和5年第1回臨時会

令和5年6月30日

議 事 日 程

令和5年6月30日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4		副議長の選挙について
5	報告第1号	繰越明許費繰越計算書について（第二清掃処理場解体環境整備に伴う測量調査業務）
6	報告第2号	事故繰越し繰越計算書について（本郷ふれあい公園整備事業）
7	議案第6号	高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例について
8	議案第7号	工事請負契約の締結について（第二清掃処理場等解体撤去工事）
9	議案第8号	高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

高座清掃施設組合議会第1回臨時会会議録

令和5年6月30日（金）午前10時、高座清掃施設組合議会第1回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

荻原健司 議員	安田早苗 議員
笠間功治 議員	竹田陽介 議員
石井麻理 議員	宇田川 希 議員
天笠哲史 議員	森下賢人 議員
畑井陽子 議員	松本正幸 議員
古市 正 議員	永井浩介 議員
守谷浩一 議員	市川洋一 議員
清水 剛 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程4 副議長の選挙について

日程5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（第二清掃処理場解体環境整備に伴う測量調査業務）

日程6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（本郷ふれあい公園整備事業）

日程7 議案第6号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第7号 工事請負契約の締結について（第二清掃処理場等解体撤去工事）

日程9 議案第8号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

4 説明のため出席した者 11名

組 合 長	内 野 優	総 務 課 長	菊 地 康 之
副 組 合 長	古 塩 政 由	総 務 課 主 幹	鈴 木 茂
副 組 合 長	佐 藤 弥 斗	施 設 課 主 幹	古 郡 哲 也
事 務 局 長	松 本 友 樹	施 設 課 主 幹	武 石 昌 明
次長兼施設課長	小 川 隆 太	会 計 管 理 者	鶴 間 由 美 子
参事兼周辺整備担当課長	平 本 和 彦		

5 出席した事務局職員 5名

事 務 専 門 員	柳 田 信 英	総 務 課 主 査	野 中 大 樹
総 務 課 主 査	丸 岡 太	総 務 課 主 事 補	馬 場 洋 子
総 務 課 主 査	山 田 健 太		

6 傍聴者 10名

7 会議の状況 (午前10時 開会)

◎議長（荻原健司議員） 改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和5年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優） 令和5年第1回議会臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、各市議会閉会直後の大変お忙しい中、本臨時会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今月初めに季節外れの台風2号が発生し、豪雨の影響で全国各地で災害が発生しました。今後も異常気象の影響でこのような災害が多く発生することが予想されます。当組合が運営する廃棄物処理施設は、市民の生活環境を維持する重要な役割を担っており、安定的な管理が求められております。台風2号の関係

では、パッカー車の搬入ができない状況がありました。今後、道路の整備等も海老名市と連携しながら整備を図りながら、パッカー車が豪雨の段階で通行できないという状況を解決してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、5月8日に感染症法の位置づけが2類から5類に移行されました。一律に日常生活での基本的な感染対策を求められなくなり、コロナ以前の生活に戻りつつあります。そのような中、当組合では、6月4日にプール30周年・プラザ5周年イベントが開催されました。当日は、感染対策を行いながら、日頃の感謝の気持ちを込めて様々なイベントが行われ、多くの市民の方が来場されました。今後もこうしたイベントを開催し、組合が管理する施設や業務を広く周知し、当施設を多くの方々に活用し、知っていただくことを考えております。

さて、本日ご提案させていただく案件は、報告2件、議案3件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、竹田陽介議員、永井浩介議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてでございます。議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。2番笠

間功治議員、3番石井麻理議員、4番天笠哲史議員、5番畑井陽子議員、6番古市正議員。以上でございます。

次に、日程第4 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(荻原健司議員) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(荻原健司議員) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

副議長に古市正議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました古市正議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(荻原健司議員) ご異議なしと認めます。よって、古市正議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました古市正議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました古市正議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

[副議長(古市 正議員)登壇]

◎副議長(古市 正議員) ただいま議長のご指名により副議長に就任いたしました古市正でございます。身に余る光栄でございます。副議長として議長を補佐し、円滑な議事運営に努めてまいりますので、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。

[副議長(古市 正議員)降壇]

◎議長（荻原健司議員） 次に、組合長より本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（第二清掃処理場解体環境整備に伴う測量調査業務）は、令和4年度高座清掃施設組合一般会計において設定した繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（本郷ふれあい公園整備事業）は、令和4年度高座清掃施設組合一般会計において事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第6号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例については、事業系一般廃棄物処理手数料の手数料額見直しを行い、受益者負担の適正化を図るため改定するものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第8 議案第7号 工事請負契約の締結について（第二清掃処理場等解体撤去工事）は、高座清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得た上で、工事請負契約を締結したいため提案するものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第9 議案第8号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、前監査委員である齊藤慶吾氏の任期満了に伴い、新たに議員選出の監査委員を選任いたしたためでございます。内容につきましては後ほどご説明申し上げます。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。一括説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 組合長の説明が終わりました。それでは初めに、日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（第二清掃処理場解体環境整備に伴う測量調査業務）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書（第二清掃処理場解体環境整備に伴う測量調査業務）につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議案書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。3ページが令和4年度高座清掃施設組合繰越明許費繰越計算書となります。

4款衛生費、1項清掃費、事業名、第二清掃処理場解体環境整備に伴う測量調査業務でございます。金額は391万6,000円で、翌年度繰越額が391万6,000円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。こちらは、第二清掃処理場解体環境整備業務を令和4年度から年度をまたいで行うため繰越明許費を設定したもので、令和4年12月22日第2回臨時会におきましてご決定をいただいたものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本正幸議員。

◎（松本正幸議員） これは計画では今年の9月に終了する予定になっているという答弁がありましたけれども、予定は変わっていないのか。また、早まるという経過はあるのか伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 予定の変更はないかというご質問でございます。本件の測量業務につきましては、契約期間、令和5年2月27日から令和5年7月31日までの発注をいたしたところでございます。測量対象区域が、目久尻川河床及びセキュリティー管理がされている民地内であることから、余裕を見ておりましたけれども、6月2日に完了したところでございます。以上でございます。

◎（松本正幸議員） 結構です。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 報告第1号は、地方自治法施行令の規定による報告で

ありますので、ご了承願います。

次に、日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（本郷ふれあい公園整備事業）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、報告第2号 事故繰越し繰越計算書（本郷ふれあい公園整備事業）につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告いたします。

議案書の4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。5ページが事故繰越し繰越計算書でございます。こちらは、物件移転に際し、農地法第5条の許可が移転期日までに決定されず、物件補償の残額支払いができなかったことにより、翌年度に繰り越したものでございます。金額等につきましては、お手元の資料、事故繰越し繰越計算書をご高覧いただきたいと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 報告第2号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますので、ご了承願います。

次に、日程第7 議案第6号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それでは、議案第6号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。

議案書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。本案は、事業活動に伴う廃棄物の処理手数料につきまして、現在の処理単価と処理手数料額が乖離している状況にあります。こうしたことから、受益者負担の適正化を図るた

めに手数料額を見直し、改正を行いたいものでございます。

主な改正の内容をご説明申し上げます。別冊の参考資料、新旧対照表も併せてお開きいただきたいと思います。条例第9条第3項中の表にあります構成市で処理することができる認められた事業活動に伴って排出された一般廃棄物の処理手数料について、10kg当たり消費税込みで現行の「250円」から「350円」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行したいものでございます。

なお、激変緩和のため、経過措置としまして、施行日から令和8年3月31日までの2か年の間は「350円」とあるのを「300円」とするものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） 事業系の一般廃棄物処理手数料を値上げするという事なんですが、何点か伺います。まず、収集運搬料を含んでいるのか伺います。

各市の条例で、事業系一般廃棄物処理手数料と収集運搬料金の合計の上限額を定められていると聞きますが、三市でそれぞれどのようになっているのか伺います。

また、民間の事業系の一般廃棄物処理手数料に比べて、今の高座の処理手数料が低いという話がありましたが、民間では約400円ぐらいと。これは例えば高い業者で幾ら、低い業者で幾らという幅があると思われませんがどうでしょうか、伺います。

そして、本議案で事業系一般廃棄物処理手数料を値上げした後、大和市や厚木市や藤沢市や茅ヶ崎市など近隣市よりも高い設定になるのではないかと考えますが、伺います。

そして、事業系一般廃棄物の処理手数料の値上げが、インボイス制度導入で負担が重くなる中小業者にはさらなる負担増となると考えますが、そういうタイミングで値上げする影響についてはどう考えているのか伺います。よろしく申し上げます。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それではお答えします。5つほどご質問いただいたので、順番にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、処理の手数料でございますが、私どものほうは処理だけですので、運搬手数料は含んでございません。

2つ目でございますが、各市の上限額ということでございますが、これは構成三市のほうに確認させていただきましたところ、10kgあたり、海老名市では420円、座間市では390円、綾瀬市では380円になるということを伺ってございます。

それから、民間の事業所の低い業者、高い業者ということでございますが、処分費として10kgあたり410円という業者がある一方、収集運搬を含めて594円という事業者がございました。なお、持ち込まれる廃棄物の混在状況等により金額が変動するというを確認してございます。

4つ目でございますが、近隣の状況でございます。近隣では、10kgあたり、茅ヶ崎市と平塚市が280円です。藤沢市が270円となっております。なお、町田市、八王子市、多摩市、東京の都下に当たるんですけども、こちらが350円。また、同じ東京都ではございますが、日野市、稲城市などは420円になってございます。さらに、東京23区は460円に値上げされるということでございます。

最後に、インボイスの関係でのご質問がございました。この廃棄物の処理手数料でございますが、平成22年に現行の250円に定めて以来、消費税の増税があったんですが、10年以上据え置いてまいりました。今回、一般廃棄物処理基本計画の改定とともに、数年前から構成三市の清掃行政連絡協議会で処理手数料について適正化を図るべく議論を重ねてまいったところでございます。今回、その調整が調ったため改正に至ったという形でございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） ご答弁ありがとうございます。それでは再び伺いますが、まず各市の条例のところですけども、海老名市の420円というのは収集運搬料金を含んでいるのか。そして、座間市の場合は390円なんですけれども、これは収集運搬のほうであって、処分手数料というのは高座で定める金額となっております。綾瀬市の380円については収集運搬も含んでいるのか伺いたいと思います。

それから、今、民間の話がありましたけれども、収集運搬を含めて594円とか、そういう話でありますと、実際には上限額でいうと、座間市でいえば390円と現行の250円を足して上限640円ですから、それよりは下回っている状況だと思います。それから、民間に比べて、低いところで410円というところは収集運搬を含めてないものだと思いますが、そこに比べたら確かに高座のほうが低いということと言えますが、必ずしも民間と比べて高座のほうが低いというふうに言えない状況があるのかなというふうに考えますが伺います。

それと、大和市、厚木市は言われなかったんですが、大体この辺は250円台。だから、現行の高座の処分手数料が、大和市、厚木市、藤沢市、茅ヶ崎市などと同じか、少し安いかぐらいなんです。だから、経過措置でいう300円ならまだ分かりますけれども、350円となるとかなり高くなるのではないかなというふうに考えます。確かに町田市や日野市など、もっと今の高座の額と同じか、それよりも高いところがあるのは事実ですけれども、神奈川県内で見た場合には、この近隣市よりは大幅高くなるのではないかなというふうに考えますが、伺います。

それから、手数料を値上げすることでごみ削減につながるのかどうか、伺っていきたく思います。事業系ごみですから、事業者に対して分別や再資源化を指導されていると思うんですけれども、例えば紙ごみや段ボール類が多く出る事業者に対しては、それは資源物にしてくださいといった指導を現状していくと思うんですけれども、この値上げに関連して、そういった点についても伺いたく思います。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 順次答弁をさせていただきたいと存じます。まず、各市の綾瀬市、座間市、海老名市ですけれども、これは各市の条例で定まっているというのを伺ってございます。

それから、近隣市の先ほど御指摘ありました350円でございますが、町田市が実は350円でございますと、生活圏ということで考えますと、座間市、海老名市、綾瀬市ともに町田市と同じ生活圏ということが考えられます。そういったことから考えますと、決して高くはないということで判断してございます。

それから、ごみの削減になるかといったような御質問でございますけれども、いわゆるインセンティブが働いて、ごみ削減になると考えてはございますが、実

は三多摩のほうでも既に値上げしたところでかなり実績を上げているといったようなことが調査結果で分かっていますので、私どもでも、その辺は、これから経過を見ていく必要があるかと思いますが、削減につながるということを考えてございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） 三市の条例で定めているという話でしたが、座間市でいったら高座の処分料足す390円というふうになっています。綾瀬市もたしかそういうふうになっているわけですね。だから、420円、390円、380円と聞いた場合に、海老名市が合計額で420円になっていますから、高座の現状の処理手数料を引きますと海老名市だけ収集運搬料170円というふうになっている状態なのかなというふうに思うわけですよ。だから、この辺、三市の条例で処理手数料と収集運搬料の合計上限額が違うという現状があるのではないかなということで2回目伺ったんです。

そう考えた場合に、事業者のほうは、今回250円を350円に値上げとなると、海老名市のところは170円だったのが70円に収集運搬料が。変わるかもしれないですけどもね、海老名市のほうの条例が。そういうふうになるかなというところがちょっと伺いたいということです。

それから、生活圏だから町田市という話もあったわけですけども、現状、構成市で処理することができるかと認められた事業活動によって排出された一般廃棄物が10kgにつき250円で、前項以外の廃棄物とありますから、構成市じゃない一般廃棄物も10kgにつき250円ということですよ。それが350円になるということは、構成市以外からも来る場合でも金額設定はされている。基本的には、それは法律的にも、そのエリア内で対応しなければいけないわけですから。ただ、そう考えると必ずしも、三多摩の事例も出してもらいましたけれども、ごみの削減という点においても、値上げにおいて、今回のその対応というのは、やはり分別や資源化指導というところをしっかりと進めていくのがセットで必要なのかなというふうに思いますので、見解を伺いまして、質疑を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） 三市の収集運搬と処理の関係は、それぞれ三市がそれぞれ整備されると思います。そういった部分でいうと、この350円が高いか安いかな

という問題は、私もこれが250円のときに、もう組合長になっておりましたけれども、議論がありました。そのときに私どもが調べたのは、神奈川県内を調べました。ところが、私ども、この処理場が新しくなったわけですから、設備投資はしてあるわけです。設備投資をしたということは、それだけいわゆる経費がかかっていると。古い焼却場は経費がかかっていません。だけれども、新しくなった以上、そこで安くできるかといったら、普通の民間の発想で考えれば、高くするのが本来の姿だと私は思います。

この350円が高いか安いかわという問題は、今、守谷議員さんが言われたとおり、各市は、いわゆる一般処理でも分別とかをいろいろ徹底してやっています。それにお金をかけていると思います。いわゆる処理機の補助金とか、いろんなことをやっています。今後、これについては、事業系について各市で、いわゆる高座と三市が、そういった部分の事業系の減量化に向けてもっと協力的にやっていくことが必要じゃないかと思っています。

今回、クリーンセンターができた段階で、各市の一般処理のごみは確実に減っています。しかしながら、事業系は増えちゃっている。これをどうやって減らしていくかが大きな課題であります。この大きな課題を処理しないと、この処理場の年数がもたなくなります。そういった部分では、いわゆる事業所分については負担がかかるということは確かです。しかしながら、やっぱり環境を守っていくということは、それぞれの責任があるんじゃないかなと思います。

例えばの話、私ども、有料化にしました。有料化にしたときに、守谷さんと同じ政党の人が、いわゆる二重取りじゃないかと。住民税を取っていて、ごみを有料化するの二重取り。だけれども、それは企業においても、法人市民税を払いながら、今回、事業系のごみを値上げする。二重取りになります。だけれども、そこにおいて、それぞれ市民は市民の責任を持ってこれからの環境をたもつという認識が必要でありますし、企業としても、SDGsという関係でという話があったり、背景があったり、二酸化炭素の排出量を少なくしていく。これはもう世界的な問題でありますから、企業として、それは大手、中小を含んでこれから取り組まないといけない問題でありますので、それは行政の中で支援するところはしっかりと支援するという形で、こういった値上げをする。

しかしながら、ぼんと350円にすると影響がありますので、今回300円に2年間

ほどさせていただきます。この2年間の中で、それぞれのいろんな意見が出ようと思います。そういったことを背景にしながら、改善するところは改善する、あるいは新たな取組が必要な場合は新たな取組を各市で連携しながらやっていく。そういったことがもう必要な段階になっているというふうに思います。以上であります。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） すみません、私からもお聞きしたいと思います。現行の250円を350円に改めるというところで、2年間は300円ということでございます。今の質疑をお聞きしましたので、伺いたいのは、情勢が考えられてきた中で、の値上げという方針と今の社会状況を見ますと、やはりなぜこのタイミングなのか。たまたま一緒になってしまったところもあるかと思えますけれども、その手数料を上げる際の経緯について、この社会状況を考えられたのかどうかというところがお聞きしたいことの1つです。

そして、先ほどごみ削減のインセンティブが働くかというところで、ある程度働くということでございますけれども、私は、事業者の事業計画というのは、とても資源化しやすい、そして本郷の方からも要望があったように、もう少し資源化を進めてほしいというところがあると思うんですね。そこに痛みを伴う値上げであるんですけれども、事業者の方々はそれぞれに資源化という方向に向かっていただけたらいいのかなというふうにも思っているんですけれども、その事業者に対する高座としての指導とか周知というところはどうなっていくか。その2点をお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） まず1点目でございますけれども、先ほどちょっと守谷議員のほうでも触れさせていただいたんですが、構成三市で組織しております三市清掃行政連絡会というので、令和3年度から、近隣の自治体、それから民間会社等の料金調査を行いまして、手数料の在り方について再三再四議論してまいったところでございます。そういった中で、コロナ禍というのもあって議論が今まで延びたような形もあるんですが、今回、手数料額の改正がやはり妥当だろうということが改正に至った理由でございます。

それで、もう1点でございます。各事業者に対しての高座としての指導という

ことでございますが、これは私どもに入ったときに、展開検査というものをやっております。不適物が入っていないかどうか、そういったようなことを順次指導しているところでございます。各市は各市のほうで、やはり指導しているかと思っております。

それからもう一つ、事業者に対しての周知という形でございますが、これは高座単独ではなくて、三市のほうと足並みをそろえた形で周知をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） ありがとうございます。令和3年から考えていただいて、このタイミングでも妥当だということでございます。ただ、収集業者、そして事業者のほうには大変影響が大きいところだと思いますので、ぜひそのあたりはよく相談に乗っていただいて、進めていただきたいと思っております。

また、インセンティブ、ごみの削減のほうですね。これは三市足並みをそろえてやるものだというところでございますので、それぞれの市で資源化というところに向けて、値上げは仕方ないにしても、ごみが減る方向に持っていくことが必要なんだなというふうに思いました。ありがとうございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） 議案第6号の高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論いたします。

本議案は、事業系一般廃棄物の処理原価と手数料との乖離を解消することを目的に、10kg当たり250円を350円にするものであります。質疑から、2010年に設定した現行の250円が、近隣市並みで、お答えありませんでしたけれども、大和

市は200円、厚木市は250円ですから、藤沢市270円、茅ヶ崎市280円という状況でありまして、350円になると近隣よりも高い設定となると分かりました。

また、民間事業者の手数料は、だいたい高いところでは10kgあたり590円、低いほうで410円ということでありまして、収集運搬料を含めている事業者もあるということでありまして、事業系一般廃棄物の処理手数料と収集運搬料の合計金額の上限を市ごとに条例で定めていて、座間市では合計しますと上限640円、綾瀬市は上限630円、海老名市は上限420円ということでありまして、民間事業者よりも高座清掃施設組合の手数料が低いとは言いがたいかなと考えます。

そして、手数料値上げで事業系一般廃棄物が削減されるのでしょうか。市民の暮らしや事業者の実態は落ち込んでいます。今やるべきは、事業者の実態把握と事業者への分別・資源化への指導を強めていくことではないでしょうか。ごみの分別・資源化は事業者の協力なくしては進まないことは明らかです。しかも、事業系ごみは資源化しやすいと考えます。事業者訪問で事業者の営業実態やごみ出しの実際のところをつかむことと、ごみの分別や生ごみの資源化を進めることが必要と考えます。例えば飲食店であれば生ごみやプラスチックごみなどが出てくる。銀行や保険会社、郵便局であれば紙ごみが多く出てくる。百貨店であれば段ボールやプラスチックの容器包装材などが多く出てくるわけですから、そういったことにかみ合った分別や資源化をより進めていくことが必要かと考えます。以上の点から、事業系一般廃棄物の処理手数料の値上げには反対であることを申し上げて、討論を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（荻原健司議員） 挙手多数であります。よって、議案第6号 高座清掃

施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第7号 工事請負契約の締結について（第二清掃処理場等解体撤去工事）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それでは、議案第7号 工事請負契約の締結（第二清掃処理場等解体撤去工事）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由については、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

契約の目的は第二清掃処理場等解体撤去工事。契約の方法は条件付一般競争入札による契約でございます。契約金額は14億1,190万6,100円、うち消費税相当額は1億2,835万5,100円でございます。契約の相手方は神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番67号、株式会社熊谷組横浜営業所所長、竹中克司でございます。

なお、参考資料としまして、議案書の9ページ以降に入札の経過、状況及び工事概要等を添付させていただきましたので、ご高覧いただきたいと存じます。以上、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本正幸議員。

◎（松本正幸議員） それでは質疑させていただきます。コンピューターによって無作為に最低制限価格を決めるという話を聞いたことがあるんですけども、高座ではどのような方法で決められているのか伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、ただいまご質問いただきました高座で最低制限価格をどのような形で決めているかにつきまして答弁をさせていただきます。まず、最低制限価格の制度についてでございますけれども、この制度の目的といたしましては、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者として契約することを目的としたものでございます。当組合では、設計金額2,000万円以上の工事または製造の請負について設定しております。

最低制限価格の算出でございますけれども、積算の過程の金額に率を乗じた額の合計というふうになります。具体的には、まず、直接工事費は100分の95を乗じた額、共通仮設費につきましては100分の90、現場管理費については100分の60、一般管理費については100分の30、それぞれ乗じた額を合計として最低制限価格としているものでございます。ただ、これらの算出した額が設計金額の100分の85を超えている場合には100分の85、あと3分の2に満たない額の場合には3分の2としております。これらの基準につきましては、高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱要綱、こちらのほうで定めているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 松本正幸議員。

◎（松本正幸議員） どうもありがとうございます。本来であれば、入札価格は工事の内容に応じて資材や人件費を正確に計算して決められます。しかし、最低制限価格が公表されていれば、その金額での入札が重複し、くじ引になってしまいます。くじ引は企業努力ではなく、運で受注企業を決めることになります。十分な積算をせずに最低制限価格で入札すると、そのしわ寄せは下請に及びます。その結果、手抜き工事や品質の低下などが本当に懸念されると思うんですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） ただいまのご質問についてですけれども、まず組合では、入札の告示に当たりまして、最低制限価格の金額そのものは公表しておりません。したがって、入札の参加者は独自に積算を行って、最低制限価格を独自に算出した上で入札に臨むということでございます。組合としては、採算を度外視してダンピング価格で工事を受注して不適切な施工をされては困るということから、最低制限価格を設定して入札を行っております。競争性、公平性、透明性のある入札の実施に努めているといったところでございます。以上でございます。

◎（松本正幸議員） 結構です。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） 参考資料を見ますと、今回、横浜市中区に所在する3社がたまたま最低制限価格を同じ金額で応札をし、くじ引で落札者を決定したという

ことですね。その設計計算書類というものは入札参加全企業には求めていないにしても、落札した場合には、部材や項目ごとの計算書類の提出がすぐに必要になると考えられます。数千万円を超える工事では落札後に積算では間に合わないと思います。高座清掃施設組合では独自に予定価格を計算しているのか、あるいは海老名市などに依頼しているのかを伺いたいと思います。

それから、今、参事からのお話で、100分の85を超える場合には100分の85、つまり85%を予定価格に掛け合わせると、事実上、最低制限価格が公表されているのと同じような状況になってしまうわけですが、実際に細かい積算能力のない事業所も入札に参加できることも懸念されます。そういったところで、このような事業所が工事の質を下げってしまう可能性なども懸念されるわけですが、この公表している部分は改善をしないのでしょうか。例えばコンピューターでランダムに何%から何%にという範囲で最低制限価格を決めることなどもあり得るかなと考えます。

その次の角度として、今回、第二清掃処理場等解体撤去工事ですので、解体作業での安全対策についてどんな対応をされているのか伺っていきます。解体作業の部材の保管について、それから対応について、福井県敦賀市の処分場のようにならないような対策の確認を伺いたいと思います。その際には、高座清掃施設組合と業者の契約だけではなく、搬入自治体との確認書などがどうなっているのか伺います。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、3点いただきましたご質問のまず1点目でございます。今回の予定価格の積算についてでございますけれども、本件工事について、海老名市のほうとも相談したんですけれども、海老名市では本件のようなノウハウがないということから、今回の積算については当組合が単独で予定価格の積算をしております。

続いて2点目でございます。いわゆる積算する能力のない者が落札者になってしまうんじゃないかというご懸念の上でのご質問かと思うんですけれども、今回の本件工事では、入札に当たりまして入札参加資格を定めております。まず、会社につきましては、公共団体の廃棄物処理施設解体工事の施工実績を有すること。そして当然、担当していただきます現場代理人でございますけれども、現場

代理人につきましても、同種の施工管理の経験と実績を有することということにしております。したがって、そういう経験がない企業さんについては、今回、入札はちょっとご遠慮いただいているといったところで、それで1つ、ある程度のスキル以上の企業しか参加できないことにしておるところでございます。

続いて、解体工事に当たっての安全対策でございますけれども、工事の安全対策は、今回、入札公告と同時にお示ししております工事の仕様書の中で具体的に細かく定めております。例えばダイオキシン類についてですけれども、ダイオキシン類の暴露対策としては、関係法令に基づいて管理区域を定め、密閉状態で処理を行うとかいう形で具体的に明記しております。ご心配されています解体材の保管についてですけれども、一応解体直後は一時保管という取扱いになります。解体したものは汚染の有無によって分別しまして、それらの有害物質については、飛散防止策を取る、または密閉容器に入れる、そういったことも仕様書の中で定められております。また、有害物質の処分先でございます。処分先になりますと中間処理及び最終処分先ということになりますけれども、一応これにつきましても、処分先の自治体に対して工事を施工する者が必要な手続を行うことということで仕様書のほうに定めているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） ご答弁ありがとうございます。最低制限価格の部分について、コンピューターでランダムにということを知りましたが、それは特に答えはなくてあれでしたので。

そしてまた、改善しないのかということについて、今回のような3社がたまたま最低制限価格で応札したということでありまして、最低制限価格で応札しても、実際に解体撤去が始まったときに予期せぬ事態が起こって補正増になったりとかがたまにあります。そういうことを考えた場合に、この予定価格の85%を超える場合は85%で最低制限価格を出すというのは、もう高座のホームページを見れば分かってしまうわけですから、そこについての改善は今後必要ではないかと思っておりますけれども、そこについて見解を伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 先ほどコンピューターを使ってランダムで、くじ引ではなく、そういう形で選出したほうがいいんじゃないかというお

話でございましたけれども、私どもとしては、現在のやり方で十分公平性、透明性は確保できているというふうに判断しております。

正直言いまして、今回の入札に関しまして、事前質疑が各企業さんからございました。件数としては60件でございます。私、今までほかのところでこういう工事の関係の入札に携わったことがあるんですけども、こんなに質問をいただいたのは初めてです。いただいた内容は、かなり積み上げ等に関する内容でございました。ですから、今回、同額3社ということも、やはりかなり精度の高い積算ができた上での結果じゃないかというふうに思っています。ですから、そういった事実からいいましても、私としては、今の状況で支障ないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第7号 工事請負契約の締結について（第二清掃処理場等解体撤去工事）は原案のとおり可決されました。

（笠間功治議員退席）

◎議長（荻原健司議員） 次に、日程第9 議案第8号 高座清掃施設組合監査

委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。組合長の説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優） 日程第9 議案第8号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、前監査委員の齊藤慶吾氏が令和5年4月29日をもちまして綾瀬市議会議員任期満了となり、現在欠員となっている監査委員を新たに選任したいことから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任といたしましては、綾瀬市より選出されております笠間功治氏を監査委員として選任いたしたいものであります。なお、笠間功治氏の略歴につきましては議案書に記載のとおりでございます。よろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第8号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

（笠間功治議員着席）

◎議長（荻原健司議員） 以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもって会議を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

（午前10時55分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和5年6月30日

高座清掃施設組合議会議長 荻原健司

高座清掃施設組合議会署名議員 竹田陽介

高座清掃施設組合議会署名議員 永井浩介